

ニュースレター第30号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第30号」を送付させていただきます。

初夏の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

梅雨入りし、蒸し暑く感じる日が多くなりました。

これから暑くなるにつれて、食欲不振や熱中症などが増えてまいりますので、体調を崩さぬよう、くれぐれもご自愛下さい。

未筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。



## ピックアップLAW NEWS

### 「定年退職後の労働条件の定め方」

全国ニュースでも話題になりご存知の方も多いかと思いますが、平成28年5月13日、東京地方裁判所において、定年退職後再雇用された労働者の賃金の定めを無効とし、企業に対して定年前との賃金の差額の支払いを命じる判決が出されました。

## 事件の概要

横浜市の運送会社に勤めるトラック運転手の男性3人が、定年後に1年更新の有期雇用労働者として再雇用されたのち、業務内容が定年前と全く同じなのに賃金が下がったのは「正社員と非正社員の不合理な差別を禁じた労働契約法20条に違反する」として、定年前の賃金規定の適用、定年前と現在の賃金の差額の支払いを求めた事案です。



3人は、2014年3月から9月の間にそれぞれ定年を迎えましたが、翌月以降も1年契約の嘱託社員として再雇用され、業務内容や責任は定年前と全く同じでしたが、賃金は定年前に比べて約3割引き下げられていました。

次のページに続きます▶▶

## 裁判所の判断

裁判所は、**再雇用後の賃金規定は労働契約法20条に違反する**と認め、定年前の賃金規定を適用し、**定年前の賃金との差額の支払いを命じる、運転手側勝訴の判決**を言い渡しました。

労働契約法20条は、有期労働者と無期労働者、簡単に言うと、**正社員と非正社員との不合理な賃金差別を禁止する規定**です。

被告会社は、「再雇用」であるから賃金を下げただけで正社員か否かで区別したのではないから労働契約法20条の適用はない、仮に適用があるとしても不合理な内容ではないと反論しました。

これに対し、裁判所は期間の定めの有無に「関連して」賃金格差が生じている場合には、労働契約法20条の適用がある、

また、職務の内容、配置変更の範囲が無期労働者と同一であるにもかかわらず、賃金の額に差を設けることは、特段の事情のない限り、不合理な賃金差別に該当する、そして、被告会社においては、「定年退職者を再雇用して正社員と同じ業務に従事させる方が新規に正社員を雇用するよりも賃金コストを抑える結果となっている」として、不合理な賃金差別に該当すると認定しました。

これにより、**定年後再雇用制度を利用して有期雇用された労働者には労働契約法20条の適用があること、職務内容や配置変更の範囲で定年前と同じ責任を負わせながら新入社員より低い賃金にまで引き下げるのは不合理な賃金差別に該当すること**、が明らかとなりました。



## 企業の対策



平成18年より、高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、定年制の廃止、定年年齢の引き上げ、継続雇用制度の導入のうち1つを選択して実施することが企業に義務づけられています。

今回の被告企業は、そのうち、継続雇用制度を導入していましたが、継続雇用後の労働条件が無効であると判断されてしまいました。

判旨でも触れられていますが、賃金コストの無制限な増大を回避しつつ定年到達者の雇用を確保するため、定年後再雇用者の賃金を定年前から引き下げることは合理性のあるものとして一般的に肯定されています。

次のページに続きます▶▶



ただ、今回の裁判例によれば、**少なくとも、定年前に比べて職務内容に全く変更がなく、配置転換の範囲も限定されない状態で、賃金を新入社員よりも低くしてしまえば、不合理な賃金差別として、労働契約法20条違反になる**ことが明らかとなりました。

不合理か否かの判断基準及び境界線については、今後の裁判例の蓄積を待つことにはなりますが、企業の側としては、不合理な賃金差別と判断されないよう、定年後再雇用者の労働条件を設定するにあたっては、

## ☆職務内容・責任を軽減する

(勤務日数・勤務時間の削減、負担の小さい内勤に限定、定年前の役職を外して責任を軽減する等)

## ☆配置変更に応じる義務を免除する、配置変更の地域を限定する

## ☆新入社員よりも低い賃金設定にしない

等の工夫をしておく必要があります。

(文責：弁護士 向井智絵)

## 脳外科の医師と意見交換を行いました

この度、代表弁護士宮田と弁護士桑原が、高次脳機能障害の研究をされている医学部の教授と意見交換を行いました。

現在訴訟で争っている案件について、高次脳機能障害の専門家としての貴重なご意見をお伺いすることができ、また教授からも交通事故による高次脳機能障害についてご質問をいただくなど、大変有意義な意見交換が出来たと思います。



今回の意見交換で得た知識は、これまで当事務所に寄せられた高次脳機能障害に関するご相談や、今後お受けさせていただくご相談に活かしていく所存です。

今後も、より多くの知識・経験を得ることで、交通事故の被害者やそのご家族の負担を少しでも取り除くことができるように尽力してまいります。

尚、当事務所は、「高次脳機能障害の専門サイト」を運営させていただいておりますので、当サイトもご覧いただくと大変幸いです。どうぞ宜しくお願いいたします。

パソコンから：

スマートフォンから：右記QRコードよりご覧いただけます。



### 編集後記

ここ最近大雨が続きますね。



突然の雨にも対応できるようお客様専用の傘を準備しております。また、洋服が濡れた際に拭けるようお客様専用タオルも準備しておりますので、安心してご相談にお越し下さい。 (編集 北原)